

障害者差別の解消に向けた取組状況

1 今後の取組の方向性（平成29年度第2回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県における取組

団 体 名	取 組 内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、毎年度各所属において研修を実施している。 ・ 関係団体や事業者の会議、研修会等の場における説明、事業者への個別訪問を行っている。 ・ リーフレット等の配布や新聞、情報誌、県ホームページ等を活用して、広報啓発を行っている。 ・ 令和2年3月27日に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、知事記者会見等に手話通訳を導入した。 ・ 令和3年7月からストラップ型ヘルプマークを配布している。 ・ 令和6年4月1日に施行される障害者差別解消法の改正内容（事業者による合理的配慮提供の義務化）について、県ホームページ等を活用して、広報啓発を行っている。
県教育庁特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の周知に係る学校訪問の取組の実施（平成29年度から） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度計画 小3校、中4校、高校7校、計14校訪問予定 ・ これまでの実績 小30校、中23校、高校31校、計84校 ・ 特別支援教育コーディネーター養成研修会等において、障害者差別解消法の周知に係る学校訪問の周知

3 各団体等における取組

団 体 名	取 組 内 容
全国重症心身障害児（者）を守る会 （かごしま障害フォーラム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害があってもなくても誰もが自分らしく生きられる鹿児島を願って、県議会に陳情書を提出しています。 ① 県内どこに生まれても乳幼児期（0歳段階）の集団検診や子育てが楽しくなる赤ちゃん教室を充実してください。 ② 18歳の壁をなくし、障害者の生涯学習の場となる青年学級を公的な支援でお願いしたい。 ③ 県内どこに住んでいても、みんな同じ条件で支援を受けたい。買い物や余暇活動など、障害のある人が社会参加していく上で不可欠な移動支援に地域格差がある。 ④ 「65歳の壁」年齢を重ねても自立した障害者であり続けるために、障害福祉に基づいた支援は生涯にわたって必要です。 ・ 交通バリアフリーを願ってアンケート調査を行い、鹿児島運輸支局、交通事業者に要望しました。 ・ 65歳になって介護保険の手続きをしなかった千葉県の方について、誕生日を境にヘルパーさんが来なくなった。介護保険と総合自立支援法のどちらかを選択できるはずだが、千葉市は介護保険を選択しなさいと言う。裁判にかけて東京高裁で勝利したが、千葉市は最高裁判所に上告。鹿児島からも署名活動を行い応援する。 ・ 障害があっても地域の中で暮らしたいという方と一緒に講演活動中です。
一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種手話講座 ・ パンフレット・リーフレット作成及び配布 ・ 手話講習会への講師派遣
NPO法人 鹿児島県精神保健福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年から全国の家族会で取り組んでいる交通運賃割引制度の適用を身体的・知的障害者同等に求めています。鹿児島県におきましてはまだ垂水フェリーが割り引きされていません。全国のJRが応じてくれません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月14日ハートピアかごしまで「友愛フェスティバル」を実施しました。 ・ 第15回鹿児島県ソフトバレーボール大会兼令和6年度九州ブロック大会鹿児島県代表選抜選考大会実施予定。
かごしま難病支援ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形屋百貨店の前の丸の広場において、かごしま難病支援ネットワークや患者会（加盟団体）のリーフレットを入れたエコバッグを配布しての啓発活動を行った。 ・ 現在、ピア相談（電話相談）及びバリアフリーチェックを実施して改善に向けて活動をしている。
鹿児島県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障害者のための電話相談、出張相談を実施している。 ・ 日弁連、九弁連等共催の「障害年金法律相談に関する学習会」がzoomミーティングによるweb配信にて開催された。 ・ 高齢者・障害者虐待対応専門職チームに関する研修会が開催された。 ・ 令和6年1月15日に、弁護士向けの日弁連障害者差別解消法についてのキャラバン（学習会）を実施する予定である。 ・ 奄美地区障害者差別解消支援地域協議会への会員弁護士の出席。 ・ 鹿児島県こども総合療育センター（発達障害支援センター）連絡協議会のアンケートをとりまとめて回答し、同連絡協議会に会員弁護士が出席した。 ・ 社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会受任審議会委員として会員弁護士を推薦・派遣している。
公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害福祉課の委託を受けて障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待への対応を通して障害の特性や対応を理解してもらえるように取り組んでいる。 ・ 権利擁護などをテーマとする各種研修等への講師派遣依頼に対応し、会員を講師として派遣し、障害のある方の生活上の困難や障害の特性、対応の在り方などについて理解していただけるような活動に取り組んでいる。 ・ 成年後見制度への取組から、個々の後見人等が関係者に対して後見等の必

	<p>要な障害者の日常生活上の支援の必要性などについて、理解を深められるように取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員が各職場や地域などで障害理解や差別解消に向けた取組を行っている。
<p>鹿児島市健康福祉局福祉部 (鹿児島県市長会, 鹿児島県町村会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基幹相談支援センターへの相談支援員(1人)の配置 ・ 研修・講習会への講師派遣 ・ 市政広報し「市民のひろば」(11月号)への掲載 ・ 鹿児島市障害者差別解消支援協議会の開催 ・ 事業所向け集団指導用の資料に, 6年4月から適用される「事業者による合理的配慮の義務化」を新たに掲載
<p>鹿児島労働局 職業安定部職業対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局及びハローワークにおいては, 職業紹介や求人受理時, 事業所と接する機会に障害理解や障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について説明し理解を求めている。 ・ 各種講習会, セミナー, 会議の場においても障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について周知を行っている。 ・ 新規学校卒業者を対象とした求人申込みを行う県内企業の事業主や人事担当者に対する研修会を例年実施しており, リーフレット(障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について)を配布し, 啓発を行っている。